

加須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)の概要

1 改正の理由

効率的なサービスの提供、高齢者虐待防止、医療と介護の連携の推進等を目的に、地域密着型サービス事業所に係る基準として厚生労働省が定める省令が一部改正されることに伴い、省令に準拠して定めている市の条例について所要の改正が必要となるため。

2 主な改正内容

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ア 介護療養型医療施設が廃止されることに伴う規定の整備を行う。

イ 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等に加え、新たに同一敷地内にない他の事業所等の職務についても管理者が兼務することができるようにする。

ウ 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

エ 事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。(1年間の経過措置期間を設ける。)

(2) 夜間対応型訪問介護

上記(1)のアからエまでと同様の基準を設ける。

(3) 地域密着型通所介護

上記(1)のイからエまでと同様の基準を設ける。

(4) 療養通所介護

上記(1)のイからエまでと同様の基準を設ける。

(5) 認知症対応型通所介護

上記(1)のアからエまでと同様の基準を設ける。

(6) 小規模多機能型居宅介護

ア 上記(1)のア、イ、エと同様の基準を設ける。

イ 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能なサービス類型を限定しないこととする。

ウ 身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の設置、指針の整備、研修の実施)を義務付ける。(1年間の経過措置期間を設ける。)

エ 介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。(3年間の経過措置期間を設ける。)

(7) 認知症対応型共同生活介護

ア 上記(1)のイ、エ及び(6)のエと同様の基準を設ける。

イ 施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

(3年間の経過措置期間を設ける。)

(ア) 以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。

a 入所者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

b 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。

(イ) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

(ウ) 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

ウ 新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。

また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

(8) 地域密着型特定施設入居者生活介護

ア 上記(1)のア、イ、エ、(6)のエ及び(7)のイ、ウと同様の基準を設ける。

イ テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上であることとする。

(9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ア 上記(1)のア、イ、エ、(6)のエ及び(7)のイ、ウと同様の基準を設ける。

イ 介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務付ける。

(10) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ア 上記(1)のエ、(6)のエ、(7)のイ、ウ及び(9)のイと同様の基準を設ける。

イ ユニットケアの質の向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。

(11) 看護小規模多機能型居宅介護

ア 上記(1)のア、イ、エ及び(6)のイからエまでと同様の基準を設ける。

イ 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正

する法律（令和5年法律第31号）による介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」、「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日。ただし、次のとおり経過措置を設ける。

(1) 1年（令和7年3月31日まで）の経過措置期間を設けること。

ア 重要事項の掲示に係る規定（上記2（1）エほか）

イ 身体的拘束等の適正化に係る経過措置（上記2（6）ウほか）

(2) 3年（令和9年3月31日まで）の経過措置期間を設けること。

ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置（上記2（6）エほか）

イ 協力医療機関との連携に関する経過措置（上記2（9）アの一部）

4 今後の予定

令和6年第1回定例会（議会）に条例改正案を提出予定